

令和4年度版
糸島市環境報告書

令和5年2月

目 次

1. 糸島市の現況	
(1) 地勢	2
(2) 人口	2
2. 大気	
(1) 概要	3
(2) 大気汚染状況	3
3. 水質	
(1) 概要	7
(2) 水質調査結果	7
4. 騒音	
(1) 概要	8
(2) 騒音測定結果	8
5. 一般廃棄物（ごみ）	
(1) 概要	9
(2) ごみ処理	9
(3) 有価資源回収	10
(4) コンポスト	12
(5) 環境パトロール	12
6. 森林保全活動	
(1) 概要	13
(2) 森林保全活動	13
7. 環境ボランティア活動支援	
(1) 概要	15
(2) 活動状況	15
●資料編	
・福岡県地下水概況調査結果（平成29～令和3年度）	1
・糸島市地下水調査結果（平成29～令和3年度）	3
・河川水質検査結果（平成29～令和3年度）	8
・自動車騒音常時監視測定結果（平成29～令和3年度）	18

1. 糸島市の現況

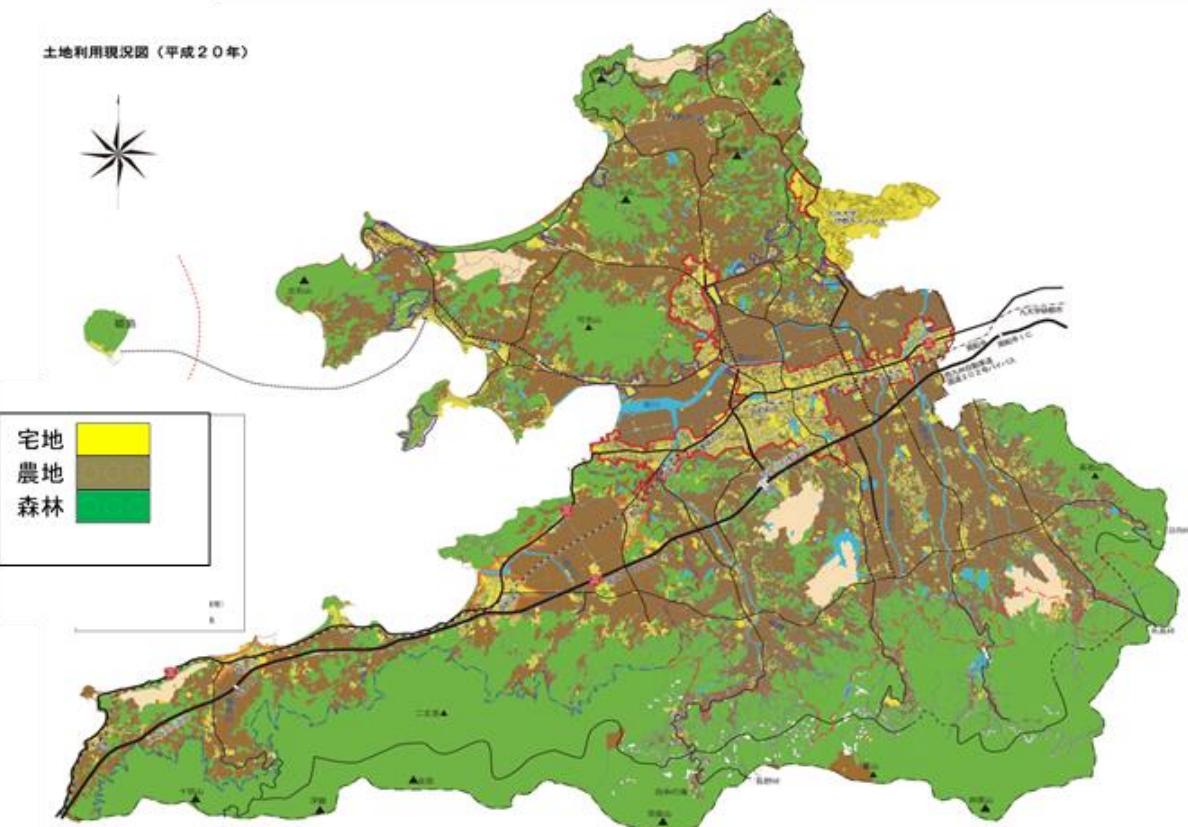
(1) 地勢

【面積】 215.69 k m²

出典：国土地理院 令和4年4月1日現在

【土地利用状況】 宅地：9.4%、農地：19.6%、森林：47.0%、その他：24.0%

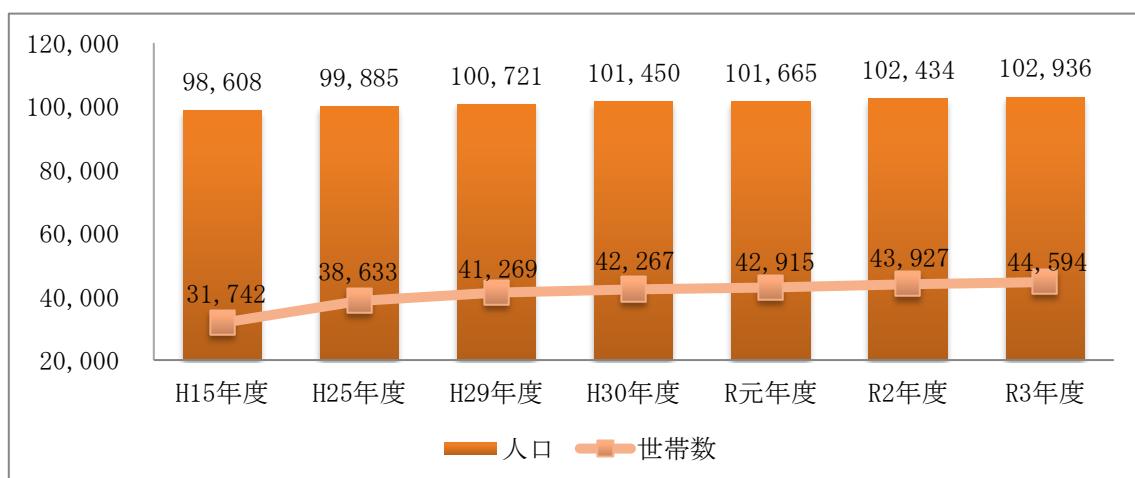
出典：令和3年度福岡県土地利用動向調査



(2) 人口

【人口】 102,936 人

出典：住民基本台帳（各年度3月末日現在）



2. 大気

(1) 概要

糸島市内では、福岡県が設置した測定局（糸島測定局：糸島市浦志・福岡県糸島総合庁舎）において大気汚染の自動連続測定機による常時監視が行われ、環境基準が定められている二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（O_x）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の5項目が測定されています。

大気汚染状況は気象条件にも大きく影響を受けます。

(2) 大気汚染状況

①二酸化硫黄（SO₂）

二酸化硫黄（SO₂）は、石炭や石油を燃焼する際に燃料中の硫黄分と空気中の酸素が反応して生じます。刺激臭を有する気体で、呼吸器疾患や酸性雨を引き起こすことでも知られています。平成29年度から令和3年度まで、環境基準を超えた日はありませんでした。

なお、年の平均値は図1のとおりです。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ1時間値が0.1ppm以下

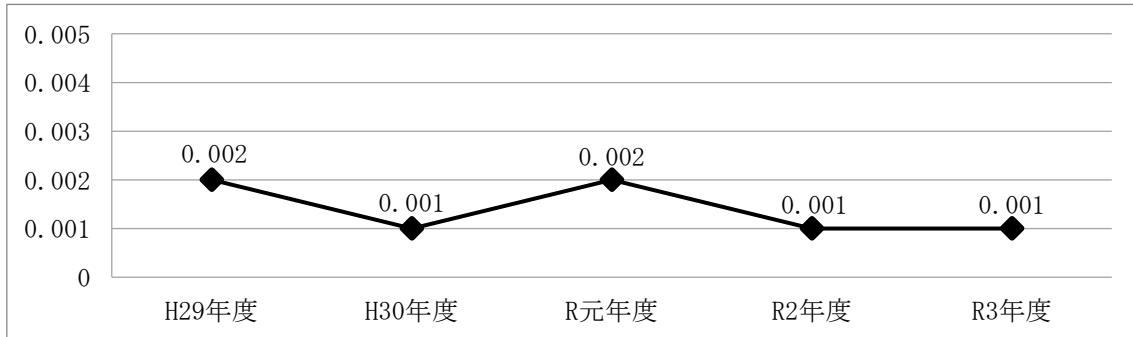


図1 二酸化硫黄の年平均値（単位：ppm）

②二酸化窒素（NO₂）

二酸化窒素（NO₂）は、化石燃料の燃焼に伴って発生した一酸化窒素が大気中でさらに酸素と結びつくことで発生します。二酸化窒素は赤褐色の気体または液体で、酸性雨や光化学大気汚染の原因となるだけでなく、高濃度下では呼吸器に好ましくない影響を与えます。

平成29年度から令和3年度まで、環境基準を超えた日はありませんでした。なお、年の平均値は図2のとおりです。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

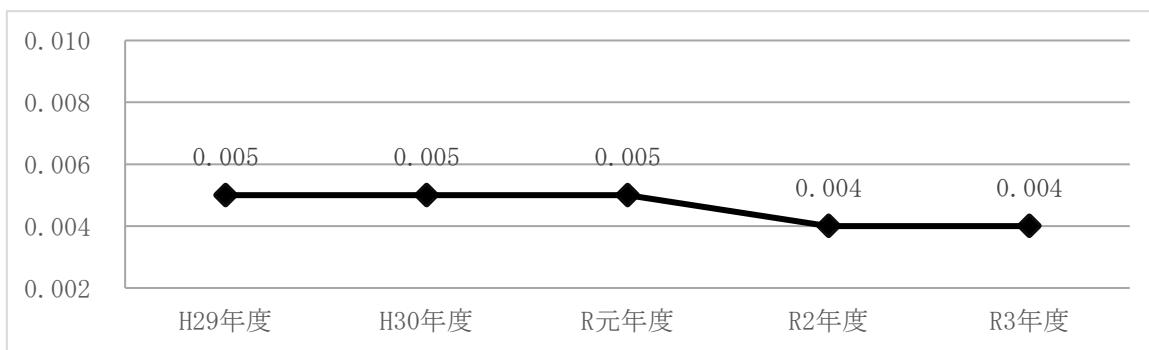


図2 二酸化窒素の年平均値（単位：ppm）

③浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質（SPM）は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が $10\text{ }\mu\text{m}$ （ $1\text{ }\mu\text{m}$ は100万分の 1m ）以下のものを指します。これらの粒子は微小のため大気中に長時間滞在し、肺や器官等に沈着して呼吸器系に影響を及ぼします。工場等から排出されるばい煙や自動車の排出ガス等の人為的に発生するものと、火山灰や森林火災等の自然発生するものがあります。1日平均値で環境基準を超えたのは、平成29年度が1日、令和2年度が1日、令和3年度はありませんでした。

なお、年の平均値は図3のとおりです。

環境基準：1時間値の1日平均値が 0.10 mg/m^3 以下、かつ1時間値が 0.20 mg/m^3 以下

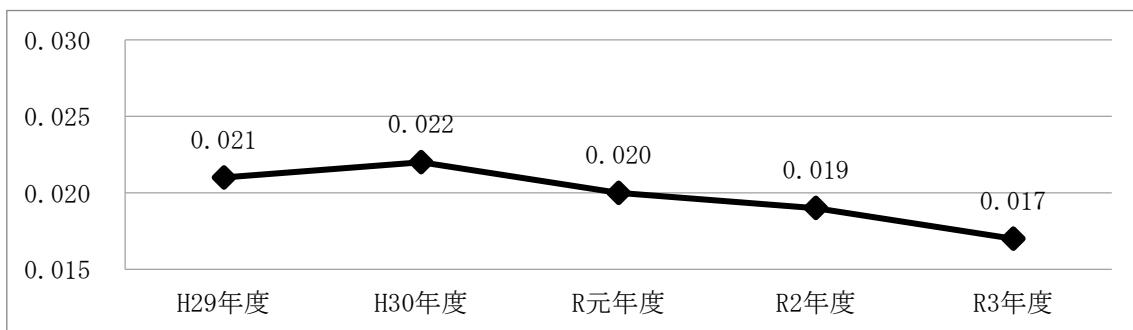


図3 浮遊粒子状物質の年平均値（単位： mg/m^3 ）

④光化学オキシダント（Ox）

光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素が大気中で太陽の紫外線により光化学反応を起こすことにより、二次的に生成されるオゾンを主体とした酸化性物質の総称です。

濃度が高くなると、目がチカチカする、のどが痛くなるなどの影響が出ることがあります。濃度が一定以上になると県が注意報等を発令し、市では、防災無線、ホームページ、情報メール等により注意を呼びかけています（表1）。令和元年に2回県内広域に注意報が発令され、

そのうち、糸島市に対して1回発令されましたが、令和2年度と令和3年度の発令はありませんでした。

なお、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は図4のとおりです。

環境基準：1時間値が0.06ppm以下

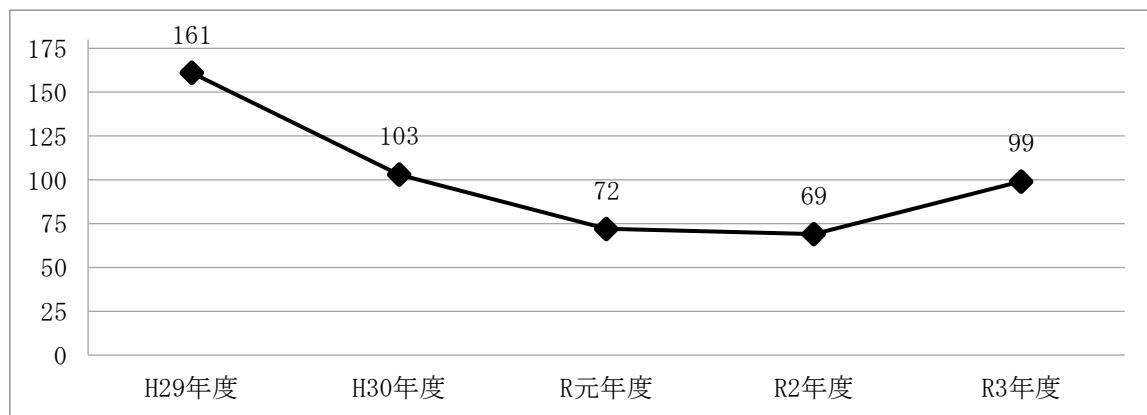


図4 光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数（単位：日）

■表1 光化学オキシダントの注意報等発令基準

注意報	基準測定点において測定値（オキシダントの含有率の1時間値）が0.12ppm以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。
警報	基準測定点において測定値が0.24ppm以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。
重大警報	基準測定点において測定値が0.40ppm以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。

⑤微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径2.5μm（マイクロメートル、1μmは1mmの1,000分の1）以下の粒子のことです。糸島市では、福岡地域にある測定局の値をもとに注意喚起を行う県の基準に準じ、ホームページや防災無線、情報メール等により注意を呼びかけています（表2）。令和3年度の注意喚起の実施はありませんでした。

なお、年の平均値は図5のとおりです。

環境基準：1年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ1日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

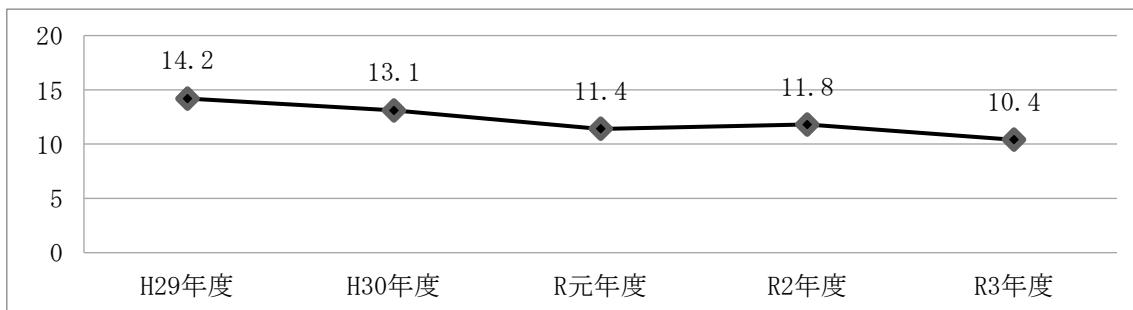


図5 微小粒子状物質の年平均値（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

■表2 PM2.5の注意喚起判断基準及び解除基準

注意喚起 (①②どちらかに該当した場合)	①	福岡地域にある測定局（福岡市9局、糸島市1局、宗像市1局、太宰府市1局、篠栗町1局、古賀市1局）のうち2箇所以上の測定局において午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合
	②	福岡地域にある測定局のうち、1測定局でも午前5時～正午までの1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合
解除	注意喚起を実施した地域内にある判断基準を超過した全ての測定局において、1時間値が2時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合（濃度が解除条件まで改善しない場合、午前0時をもって自動解除）	

3. 水質

(1) 概要

糸島市内では、福岡県で行う地下水および河川の水質調査に加え、市独自で河川・溜池及び地下水の水質調査を行っています。

(2) 水質調査結果

①地下水

令和3年度は、福岡県が実施する地下水環境調査（概況調査）で5箇所33項目、市が行う地下水調査で13箇所40項目を行いました。

調査の結果、市が調査を実施した2箇所の井戸で基準値超過が見られました。硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、マンガン及びその化合物の基準値超過の要因は、一般的に肥料の過剰使用、家畜排せつ物の不適正処理、生活排水や地質による影響と考えられています。

②河川・溜池・水路

令和3年度は、福岡県が実施する公共用海域水質測定で河川6箇所、市が実施する水質調査で河川58箇所12項目、ため池・水路21箇所で12項目の調査を行いました。

水質汚濁の目安となるBOD（生物化学的酸素要求量）について、糸島市環境基本計画に掲げる目標値は、生活環境の保全に関する環境基準のうち、河川A類型の基準値と同じく2.0mg/l以下としています。令和3年度の市の調査では、A類型指定河川の3地点で基準値を超過し、市内の河川の平均値も上昇しました。水質調査は、水量や流量の影響を強く受けたため、調査が農閑期で水量・流量が減少する冬季に実施している点を考慮すると顕著な悪化とは判断できませんが、監視を継続していく必要があります。

市内の河川における水質調査のBOD平均値の推移は、図6のとおりです。

※地下水及び河川の調査結果は巻末の資料編に掲載しています。

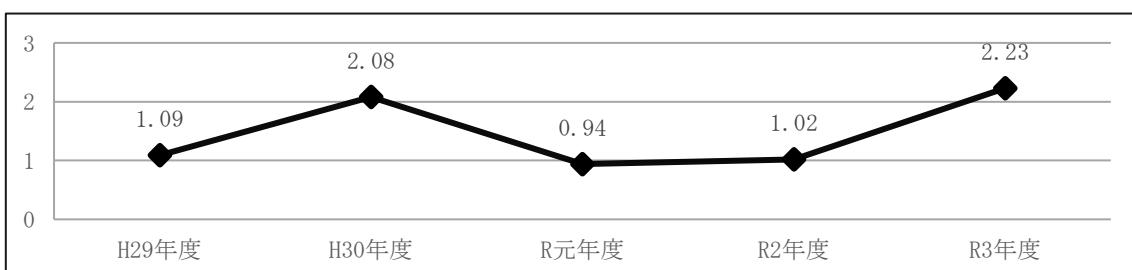


図6 河川の平均BOD値（単位：mg/l）

■表3 BOD（生物化学的酸素要求量）数値の目安

数値	汚濁の目安
0 mg/ℓ	汚濁のないきれいな水
2 mg/ℓ	ヤマメ、イワナなどが住むきれいな渓流
2～3 mg/ℓ	少し汚れている。3 mg/ℓ 以下ならサケ・アユが住める
3～5 mg/ℓ	汚れている。汚濁に強いコイやフナなどが住む

※BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物などを微生物が分解するときに消費する酸素量のことと、河川や工場排水の汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど、水質汚濁が進行しています。

4. 騒音

(1) 概要

騒音は身近な生活環境問題であり、その発生源は様々なものがあります。糸島市では、福岡県からの権限移譲により、市内の一般国道と県道の自動車騒音を測定しています。

(2) 騒音測定結果

①自動車騒音

令和3年度は、主要地方道県道福岡志摩前原線、一般県道宮ノ浦前原線、一般県道雷山前原線の3路線を測定しましたが、いずれも環境基準を満たしています（表4）。

自動車騒音について、国が定めた一定限度を超える騒音により道路周辺の生活環境が著しく損なわれる場合は、「市長は、公安委員会等に対して対策を要請できる」とされています。

※平成29年度～令和3年度までの測定結果を巻末の資料編に掲載しています。

■表4 令和3年度 自動車騒音測定結果

道路名称	沿道騒音評価区間	測定結果 (dB)		環境基準 (dB)		要請限度 (dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
主要地方道 県道 福岡志摩前原線	志摩芥屋～前原中央三丁目	67	59	70	65	75	70
一般県道 宮ノ浦前原線	志摩桜井～前原東二丁目	64	54	70	65	75	70
一般県道 雷山前原線	雷山～前原東二丁目	66	58	70	65	75	70

5. 一般廃棄物（ごみ）

（1）概要

糸島市では、「糸島市一般廃棄物処理実施計画」において、ごみの排出抑制・再資源化計画並びに収集・運搬計画を定め、循環型社会の確立を目指し、海・山・川をたいせつにしたまちづくりを進めています。

（2）ごみ処理

一般廃棄物は、家庭系と事業系に分類されます。家庭系は市の委託収集、事業系は許可業者による収集により、市クリーンセンターに搬入され処理されています。収集の分別は、「可燃ごみ」、「資源ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」の4種類です。

令和3年度の処理量は32,843トン（図7）で、そのうち家庭系が約81%、事業系が約15%、その他（医療ごみ、産業廃棄物、し尿焼却灰）が約4%です（図8）。

なお、1人1日あたりのごみ処理量は図9のとおりです。

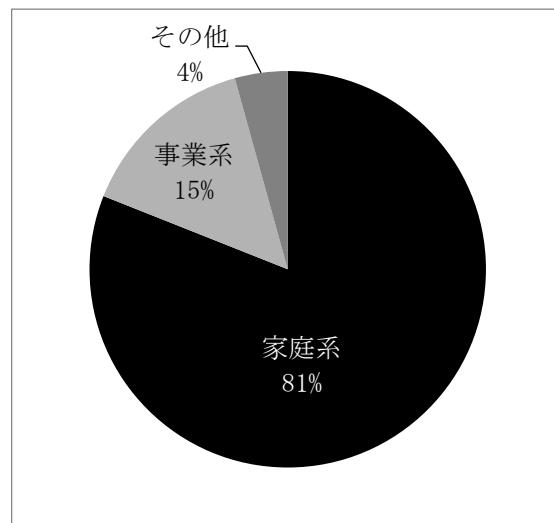
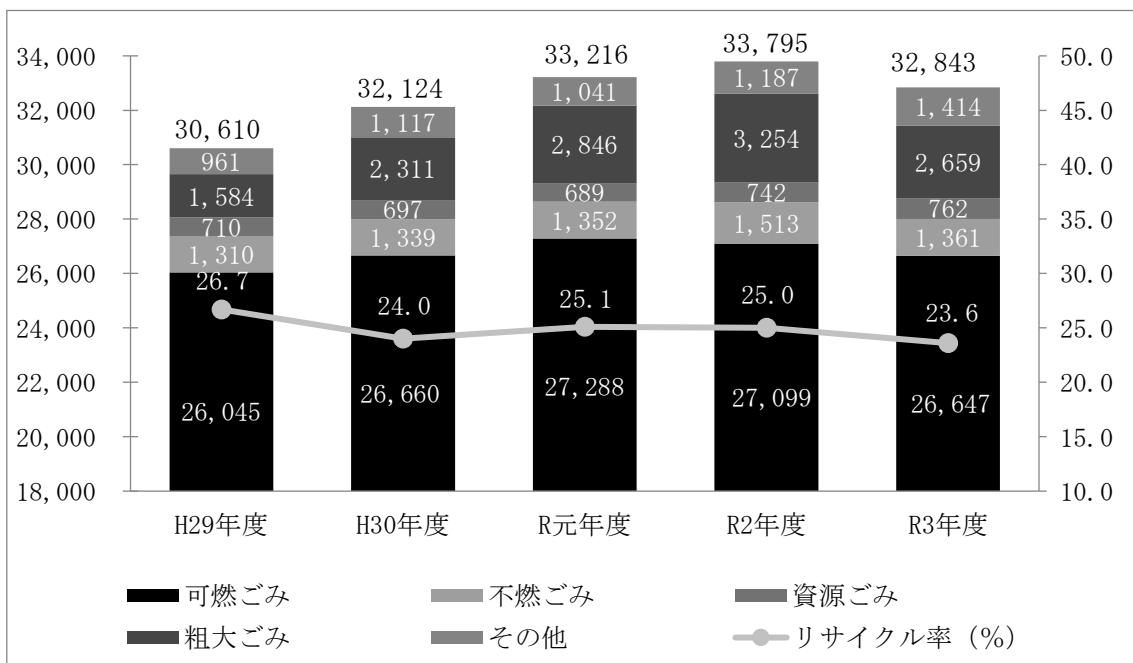


図8 ごみ処理量の内訳（令和3年度）



※リサイクル率 = (資源化量 + 有価資源回収量) ÷ (ごみ総処理量 + 有価資源回収量)

図7 クリーンセンターでの年間ごみ処理量（単位：トン）

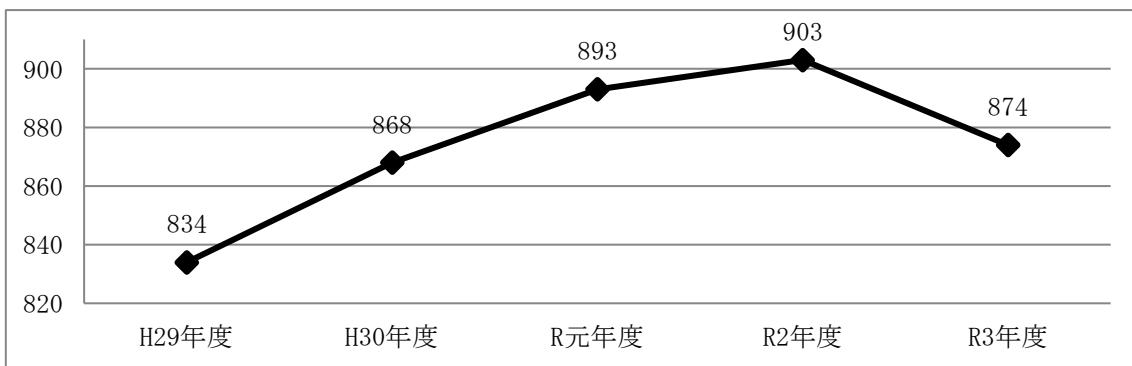


図 9 1人1日当たりのごみ処理量（単位：グラム）

(3) 有価資源回収

古紙等の有価資源の回収を行う団体に、有価資源回収活動奨励補助金を交付し、ごみの減量と資源の有効活用を推進しています。回収品目は、古紙、古布、アルミ缶、ビールびん、一升びんです。令和3年度には901トンが回収されました。

なお、有価資源回収量は図10、回収品目の内訳は図11、回収品目ごとの回収量は図12～14のとおりです。

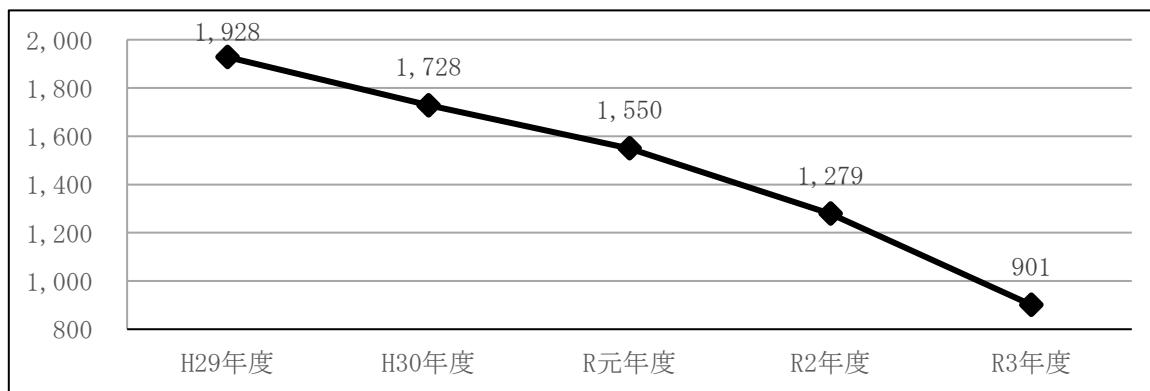


図 10 有価資源回収総量（単位：トン）

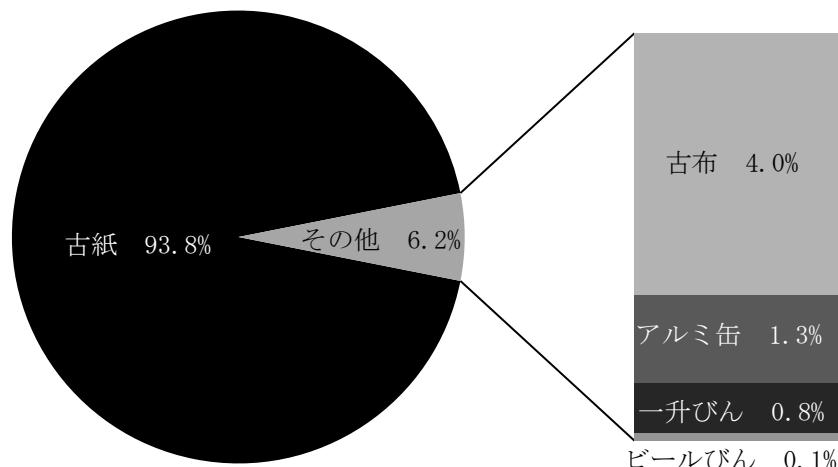


図 11 回収品目の内訳（単位：%）

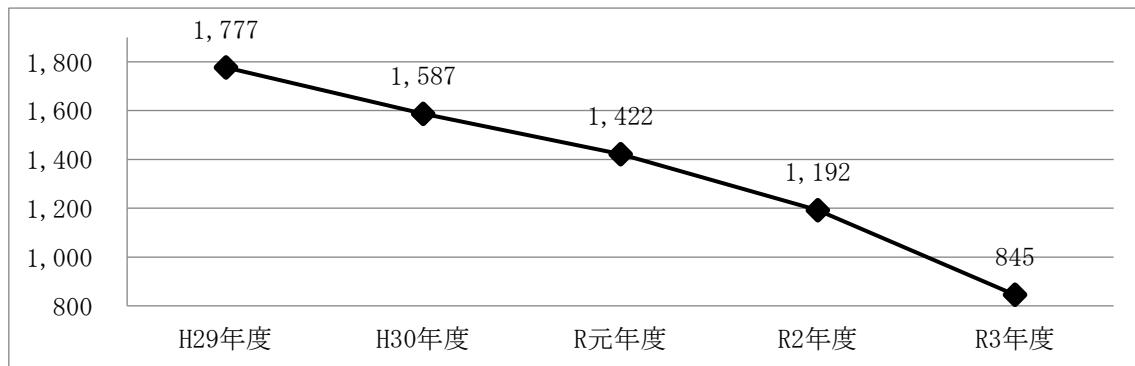


図 12 古紙回収量（単位：トン）

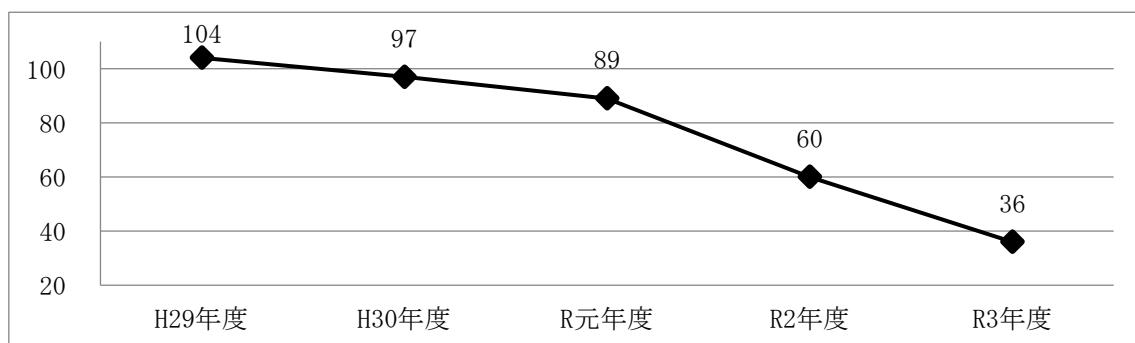


図 13 古布回収量（単位：トン）

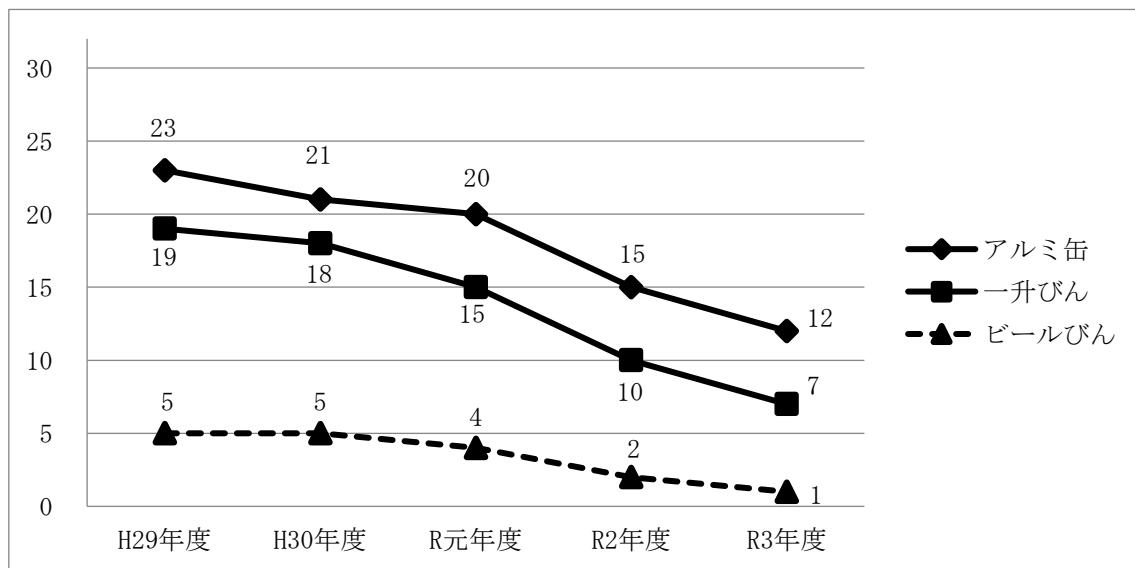


図 14 アルミ缶・一升びん・ビールびん回収量（単位：トン）

(4) コンポスト

生ごみはクリーンセンターでごみとして処理せざとも、コンポストを利用することで、家庭内で堆肥として再資源化することができます。コンポストには段ボール、プラスチック、機械式などの種類があり、市民に広く活用されています。

市では、コンポストの購入費用の一部を補助し、利用を促進することにより、生ごみの堆肥化によるごみの減量及び資源循環を推進しています。

令和3年度の補助個数は1,837個となっています。(図15)

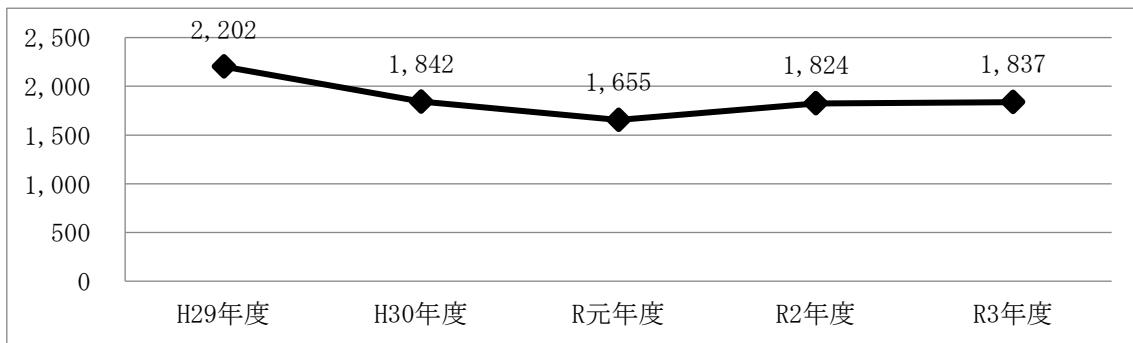


図15 コンポスト補助個数（単位：個）

(5) 環境パトロール

糸島市では、不法投棄の監視のため環境パトロール事業を実施しています。環境パトロール事業では、道路や河川などの公有地での不法投棄ごみの回収のほか、環境美化で収集した散乱ごみ袋を回収しています。

令和3年度の実施日数は356日で、クリーンセンターへの搬入量は103,046kg(図16)、うち、散乱ごみ袋は48,693kg(1袋=3kgで計算)です。

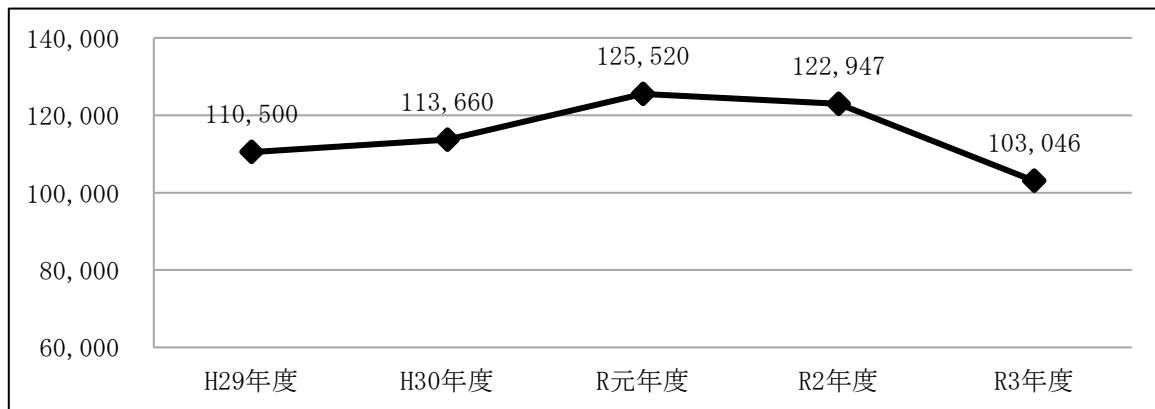


図16 環境パトロールのごみ回収量（単位：kg）

6. 森林保全活動

(1) 概要

森林の面積は、市域の47%以上を占めています。森林は、林産物の供給、水源の涵養、災害の防止、温暖化の防止などの多面的機能により、市民の生活や経済に貢献しています。こうした「森林の多面的機能」の持続的な発揮を図るため、市では森林の整備及び保全に取り組んでいます。

森林が保全されることで、海・山・川の豊かな自然環境も守られています。

■表5 森林面積

国有林	民有林	合計
1,090 ha	9,042 ha	10,132 ha

出典：福岡地域森林計画（計画期間：令和2年4月1日～令和12年3月31日）

※森林面積は森林法第2条で定義された森林の面積。

(2) 森林保全活動

①森林保全

林業所得の減少などにより、長期間手入れがされずに荒廃した森林の整備（荒廃森林整備事業／図17）や福岡市と共同して糸島市内唯一のダムである瑞梅寺ダム流域の水源林の整備（水源林整備促進事業）などに積極的に取り組んでいます。

また、市民に水や森林の大切さを啓発するために、広葉樹を植える植樹祭（もりもり広がる森林づくり）や森林づくり体験などの市民参加型の啓発活動にも取り組んでいます（表6）。

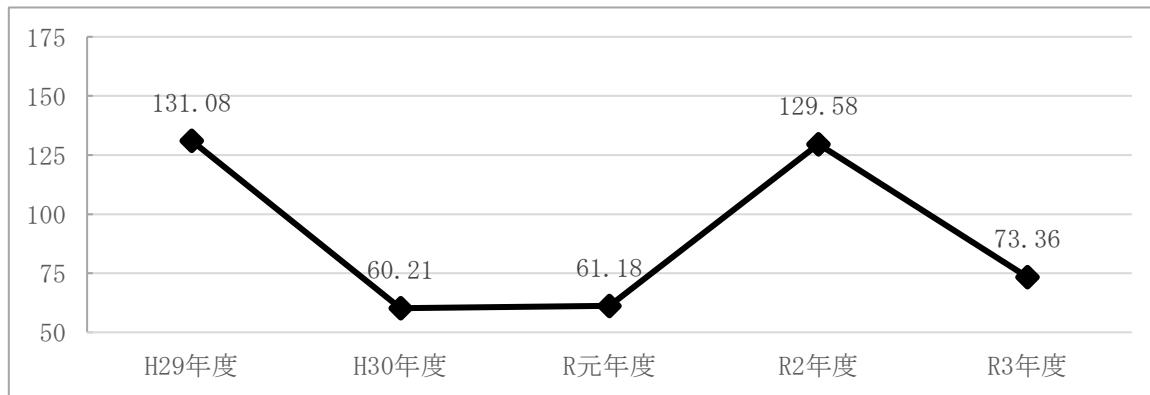


図17 荒廃森林整備事業による森林整備面積（単位：ha）

■表6 植樹祭での植樹本数（単位：本）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,050	1,000	650	100	1,350

②松林保全

福岡県内では、平成 24 年度に松枯れ被害が急増しました。糸島市の海岸でも、平成 22 年から急増し、平成 24 年には松が消滅した松林が発生するなど甚大な被害となりました。

そこで、国有林と民有林の連携強化による一体的な取り組みにより、松林を保全するための防除や駆除を実施し、被害の鎮静化に取り組んでいます（図 18）。

また、市民団体や企業などに定期的な保全活動を行っていただくアダプト制度により、市民協働による松林の清掃や美化などにも取り組んでいます。令和 3 年度末でのアダプト登録団体は、15 団体です。

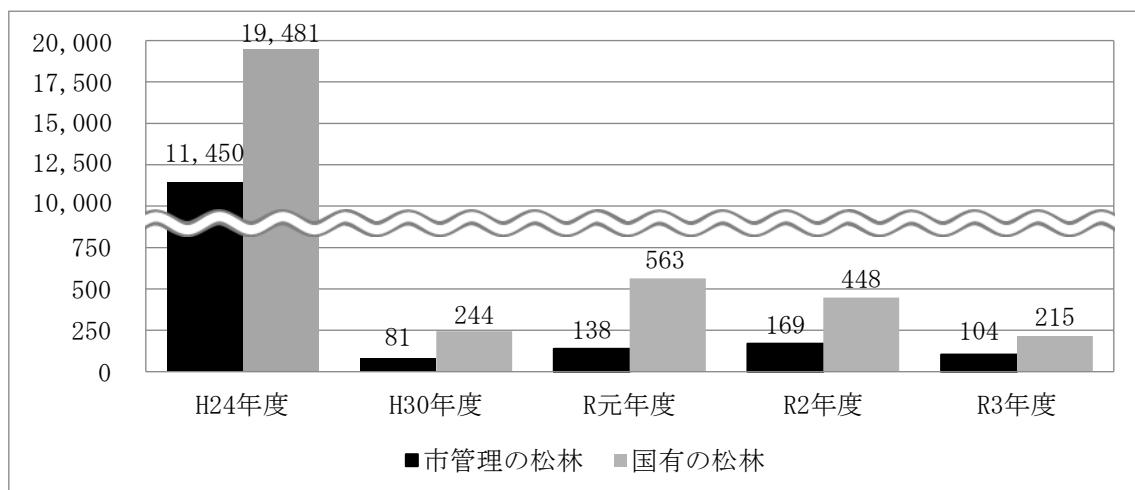


図 18 松枯れ被害（松くい虫伐倒駆除）（単位：本）

7. 環境ボランティア活動支援

(1) 概要

糸島市では、環境保全に携わるボランティア団体の活動を推進するため、環境ボランティアネットワークを設置しています。ボランティア間の情報交換のための交流会の開催や、ネットワークに参加登録し、糸島市環境ボランティア支援事業で認定された団体には、1団体あたり1万円程度の物品補助を行っています。

(2) 活動状況

令和3年度末現在、糸島市環境ボランティアネットワークには19団体が参加登録しています（表7）。また、支援事業により5団体に物品補助を行いました。

■表7 環境ボランティアネットワーク参加団体

1	伊都国の森づくりの会	11	南風校区多久川の自然環境を守る会
2	瑞梅寺オオキツネノカミソリを守る会	12	NPO 里浜つなぎ隊
3	泉川はまぼうの会	13	伊都国平原王墓保存会
4	ごみゼロ青春探検隊いとしま	14	生長の家 糸島生命学園
5	篠原三区いきいき通りボランティアの会	15	就労支援施設 かけはし
6	白糸農園	16	NPO法人 いとなみ
7	住みよい里をつくろうカイ	17	山の友だち
8	ひまわり会	18	ACTION パラグライダースクール
9	深江の自然と環境を守る会	19	末日聖徒イエス・キリスト教会 糸島ワード
10	前原フラワーベルト		